

Title	日本真珠志 ( 下 )
Sub Title	
Author	羽原, 又吉
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1948
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.3 (1948. 3) ,p.143(37)- 161(55)
JaLC DOI	10.14991/001.19480301-0037
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19480301-0037">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19480301-0037</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ある。」註三又「地主は時として人工的改良の全然不可能な土地についても地代を要求する。」註四「スミスの云ふ」基  
 本的地代」はほぼ「絶対地代」に相當するものである。かくの如く地代を要求するものは實に「土地私有」であつ  
 て、「土地所有」の單純なる發現、その單純なる抵抗の結果として地代は云はゞ「獨占價格」註五である。土地所  
 有の干渉が存在するために生産物價值は生産價格にまで押し下げられず、價值通りで賣られるのであつて、農産物の  
 價格は土地所有の獨占によつて強制されて成立する一種の獨占價格であつて、此點でそれは工業生産物から區別せら  
 れる。

以上極めて粗雑ではあるが、スミス地代論の構造を學びつゝ、彼の巨大な地代理論の中に後世に於て發展せしめら  
 れた諸理論の萌芽が深く含まれてゐる事を知つた。一見相矛盾する如く思はれる彼の理論は實は相異つた運動法則を  
 なす異つた地代形態が相入り交つて居たのである。

註一 「國富論」第一編、二八三頁  
 註二 右ニ同ジ  
 註三 「國富論」第一編、二八一頁

註四 「國富論」第一編、二八一頁  
 註五 「國富論」第一編、二八二頁

(三一・七・一五稿)

# 日本眞珠志 (下)

羽原 又吉

## 目次

一、序 説  
 二、眞珠を生ずる貝  
 三、文献上の眞珠

四、古代眞珠と海人(以上前號掲載)  
 五、眞珠の工藝と藥用(以下本號掲載)  
 六、眞珠工藝の推移  
 七、マルコ・ポーロ旅行記の日本眞珠

八、舊幕時代の眞珠及び眞珠業  
 九、舊幕期の眞珠取引  
 十、維新後の眞珠業  
 十一、眞珠養殖業

## 五、眞珠の工藝と藥用

眞珠の工藝品として最も有名なるものに奈良三月堂の  
 不空絹索觀音菩薩がある。(前引)これは天平五年聖武  
 天皇が良辨僧正に勅して作らしめたものであつて、白毫  
 に用いた眞珠は「直徑二分五厘計、重量一分計の偏平圓形  
 のアハビ眞珠」であり、また、寶冠の中央にある一對の  
 眞珠は「其内一個は紛失せるも他の残れるものを見るに  
 歪形茄子形にして長さ四分計重量二分計、その一端に孔  
 を穿ちて銀線を貫かれたり、これ亦アハビ眞珠なり」な  
 り。寶冠は歪形の謂はゆるミ、ダマの重量一厘乃至三厘の  
 ものが銀線に貫かれて數珠つなぎにされたものを以て

日本眞珠志 (下)

「縦横に飾られたり其數幾何なるを知らず、内には銀線  
 の切斷して脱落せるものも尠からず、而してこの眞珠は  
 確にシンジュガヒ眞珠なることを知る」とある。このほ  
 か東大寺の寶物として同じく天平時代のものと思はれる  
 眞珠と紫水晶とがある。これについて久米氏によると、  
 「明治四十年九月四日奈良東大寺の大佛殿修理の際(中  
 略)石壇の土中から發見せられ、二個の蓋付水晶小合子  
 に納められ、合子の二つは外徑一寸計り、内に眞珠七顆、  
 紫水晶三顆を、又他には外徑九分弱で内に眞珠六顆が納  
 めである。(中略)此眞珠並に紫水晶は何れも無孔で眞珠  
 は銀白色に稍々黄色を帯びてゐる。之等は太佛殿建立に

三七 (一四)

臨み恐らく地鎮祭に際し埋設せられたもの、如く云々」とある。(小中次郎著) なほこれには正倉院の寶物中に、琥珀、琥珀、水精、瑠璃、瑪瑙、瑛玉、碧玉、眞珠等を用いた琵琶、雙六子、經卷軸、杯、瓶、壺、碗などがあり、さらに御物「御賜は聖武天皇の御禮履で赤皮、黄金の押縫内面白皮、白稜褥、銀の花形の莊、眞珠及び各色の寶玉が鑲めてあり云々」の記載を見る。また帝室博物館奈良朝の部に經箱に球形のアハビ眞珠の嵌入してあるのを見るといふ。

これを要するに奈良朝時代にはアハビ眞珠、シンジュガヒ眞珠を工藝に用いてゐたことがわかるが、前文した萬葉集その他の文獻からでも河川湖沼産カラスガヒ眞珠も同時に用いられてゐた。

さて、こゝで眞珠工藝に關して重要な問題は眞珠の鑽孔技術である。前文した高級藝術品の作製には例へば僧良辨の如きその道に熟達した専門の工人がゐて、それらは恐らく支那(支那は鑽孔術に獨特の發達を遂げてゐた。後文参照)からその技術を學んだものと思はれるが、さういつた高級品でなく萬葉集などに見る主として當時の海人族がもつてゐた鑽孔法はどんなものであつたであらうか、今では不明であるが多分彼等独自の手法があつたものと想像する。後に見る

アメリカ印度人などは細い銅線を以て孔を鑽つことを知つてゐたといふから海人族の場合も恐らく何等かの妙技があつたに相違あるまい。

最後に眞珠を醫藥として用ゆることは諸外國にもその例が可なり多い。病氣は神經、心臟、胃腸などの内科薬のみでなく特に眼病を治すに特效ありとして、舊幕時代まで盛行はれた。多くは粉末にして服用するとか或は外科的にこれを以て眼球を磨るとかの用法があつた。尤もこれに用ゆる眞珠は謂はゆるケンダマと稱する小形かつ劣等品が多かつたようである。

六 眞珠工藝の推移

屢々のべたやうに日本眞珠は太古から海原住民たる蟹すなわち海人族の生業的副産物として生産せられ、従つてこれを材料とする原始的工藝も成立するに至つたものであらうが、しかし奈良平安の中央文化の發達と共に眞珠を應用した高級工藝品も次第に創作せられるに至つた。この過程を多少歴史に考察してみると、玉作部に代つてその後の支那朝鮮などの歸化人の手によつて製作が行はれるに至つたものであらう。例へば天平十五年聖武帝は官奴斐太を免して良民となしたが、斐太は白濟國人白猪奈世の後裔である。尤も彼の技術は大坂砂を以て玉

石を治むる術であつて眞珠工藝には直接の關係はなかつた。延暦十四年桓武帝の參議以上の帶には白玉を著けしむる制を定められてより人の趣向も次第に變つてその後には僅かに神幣として王冠、玉佩、革帶などに飾するか、佛寺の莊嚴のために用ゆるやうになつた。崇徳帝の朝には僧法範は水精、瑪瑙等の玉類に關する秀でた技術を有してゐたといふが、前文の僧良辨の記事など、参照すべきであらう。弘安役後は舶來の珠玉も減少したので自然に日本独自の玉工を喚起する氣運も出でたことであらうが、その多くは僧徒によつて擔當せられたことは注意すべきである。(黒川眞頼著)

七 マルコ・ポーロ旅行記の日本眞珠

「また此の島には眞珠が大量にある淡紅色で形状は圓く甚だ大きい。白色眞珠に比敵し或は凌駕する價值がある。住民の風習によつて、死者を土葬にすると火葬にするとあるが、前者の場合は死體の口に眞珠をふくませる習慣がある。また多くの寶石類を産出する。」(深澤正策譯改正文庫記) 或は「島内亦眞珠を産すること殊に多し其色淡紅其形眞圓にして頗る大なり價格は白色の眞珠に比敵し或は之に超るものあり。」(恐らくアコヤ眞珠) 居民の或る一部族は死屍を土葬とし或る者は之を火葬とす、土葬する者は死體の口中

に眞珠一箇を含ましむるを風習とす云々。(忽必烈の日本遠征を記して) 僅に一城のみ守備兵の降伏を拒みたるに拘はらす大攻撃の後之を略取し城兵は餘さず屠殺すべき命を傳へて悉く其首級を斷とり其中八人は右の腕の皮膚と肉との間に寶石を植へ込み以て護身の咒符と爲し鐵を以て安全に他の殺傷を受けざるやう保護し居りしか故に劍を以て斬ることを得ず云々。(瓜生寅鶴補傳文館版「マルコ・ポーロ紀行」)

とある。故に兩者の重なる異點は後者では寶石を護身用として依り込みたる記事である。然るに筆者所載の「Pearls by the Japanese called Kainotamma, says Kaempfer, "which is as much as to say, shell-jewels, are found almost everywhere about Saikokf, in oysters and several other shells everybody is at liberty to fish them."—Hist. of Japan, Vol. i. p. 118.」の語句は眞珠の植へ込み云々に對しては同註「The idea of being rendered invulnerable by the use of amulets is common amongst the natives of the Eastern Islands.」と説明してゐる。かやうな護符による傷害防遏の信仰が東洋諸島の土人に共通な思想であつてもそれが當時の日本人にどの程度まであつたか否やは暫らく

おくとするも眞珠が二種の靈力を有つものであるとの思想は既述の如く我國の神話時代においては普く信ぜられた原始的宗教の一表現であつたことは確實のようであり、恐らくこの信仰が當時まで民間傳説として續いてゐたものかも知れない。東國通鑑によると、「高宗三十一年春二月有司劾奏、前濟州副使盧孝貞、判官李斑在任時、日本商船過颶風、敗於州境、孝貞等、私取綾、絹、銀、珠等物、徵孝貞、銀二十八斤、斑二十斤流于島云々」とあるのは日本の貿易船が濟州島で破船したときの状況であらうが、この船の珠は恐らく眞珠であらう。

降つて戦國時代になると却て支那産の眞珠が異國人の手によつて販賣せられる場合もあつた。隱徳太平記の大友宗麟の條に、「府内ニモ(中略)異國人五千人呼來シテ千種萬品ノ名器ヲ商フ(中略)所謂孤竹之管、雲和之瑟(中略)淮夷ノ蠙珠、スベテ五都ノ貨殖遷引テ云々」によつてもこのことがわかる。

#### 八 舊幕時代の眞珠及眞珠業

日本における眞珠貝のうもアコヤ貝、アワビ貝の主なる産地については既に前文に二應紹介したが、こゝでは中にも最も重要なアコヤ貝(俗に眞珠貝といふ)の産地を多少詳しく記すと太平洋岸では北緯三十五度半、つぎに日本海

岸では北緯三十七度半以南に限り棲息する。いまその地名を擧げると、三重縣英虞灣、五ヶ所灣、引木灣、迫田灣、賀田灣、古和浦。(上代の志摩海人 族を再考せよ)和歌山縣田邊灣(萬葉歌の紀伊眞珠を再考せよ)長崎縣大村灣淺海灣(肥前風土記の眞珠を再考せよ)高知縣浦内灣愛媛縣平城灣(上代の瀬戸内海の眞珠を再考せよ)石川縣七尾灣(上代の能登海人、珠洲海人の眞珠を再考せよ)等であるが、ことに英虞灣、大村灣、七尾灣は上代より最も有名な産地であつて、同時にその地がそれらの著名な海人族の本場であつたことは日本眞珠業史の上から特に注意すべき點である。そこで先づ右の三場所について一應説明する。

七尾灣 アコヤ貝は灣の北部に多く殊に中居、岩車、新崎等の海深四五尋の所は最も蕃殖に適する。ことに中居灣は最も有名で能登眞珠の中心である。夏期の採捕は五、六尋のところ、三年生以上の大貝もあるが、他の季節には二、三尋の淺所にゐる稚貝に過ぎない。漁具は二、四尋の竹に四爪の鐵片をとり付けた熊手を用ゆる。

英虞灣 アコヤ貝の有名な産地の一つで主として砂礫の海底で干潮時に一、七、八尋の場所が最もよい。春季より卵を見るも夏秋の交に産卵し終るといふ。稚貝は初め一處に群生するも七、八月間をたてば次第に分れてゆく。

介殼は第一年に三分内外であるが第五年目には二寸二、三分となり成長の極度に達する。夏秋は蟹が潜水して採捕し冬春は三叉の鉗を用ゆ。

大村灣 この灣は一に琴浦といひ方言で内海といふ。東南より西北に延び巾四厘餘、長さ十餘里の入海である。西北端は二瀬戸によつて佐世保灣に連り到るところにアコヤ貝を産する。

以上の外に土佐、沖繩方面にも各種の貝から眞珠を採つてゐることは既述の通りである。

この時代に於ける眞珠の内地の用途は寛永以後になると緒占その他の細工物にも用ひられたが、上等品は高級工藝品として又は單なる寶物として富豪階級により財産化され貯蓄せられるに至つた。例へば有名な大坂の豪商淀屋三郎右衛門が関所になつたとき的美術品のうちに「一、金屏風五十雙其外數、一、珠玉之船三艘波瀾珍にて數不、一、珠玉之類二百七十三其外數」と當時の記録に見る。

#### 大村灣眞珠業

肥前國大村灣の眞珠が昔からよく知られてゐたことは既述の通りであつて、本草綱目啓蒙、山海名産圖繪などにも記載せられてゐる。舊幕時代には大村藩の藩營事業

であつて天明、寛政頃には大に眞珠貝の保護蕃殖を計り特に眞珠貝目付及横目の藩吏を置いた。目付は益暮二回に銀二兩を給し、若しその者が無碌者の場合には年二回銀五兩を給與すると共に灣内巡視の節は浦公役船そのほか賄料を給した。横目は目付の配下であるが平生は貝の生育地に住居し手當として年銀壹兩の支給を受けた。漁獲は毎年梅雨後から冷氣を感じるに至るころまでとし、漁船十艘毎に潜水漁者十人に乗せ、毎船監督として目付一人と御内用方當役及下役等に乗込ませた。天保八年以前の眞珠漁獲高は年額約八百目乃至壹貫目の程度であつたが、その一時は僅に拾匁乃至四拾匁程度に減少するようになつても尙これを大漁といつた程であつた。その原因は何等かの自然状態の變化に基き眞珠貝の生育が悪かつた結果といふ。

しかしその次第に回復し大漁の節は二百五六十匁を得るようになつた。漁具はその始め潜水漁者を使役してケタ網を使用し四季を通じて徒漁せしめたが、後年には隔年夏期に限り、最後は冬期にも徒漁せしめた。使用漁夫は同國東彼杵郡、川棚及久津兩浦の船人を選抜し潜水者は彼等の希望によつて之を常備者となした。彼等の待遇は特に給料は支給しないが、その漁獲物の全部を藩に

於て買上げると共にその貝肉は彼等の所得となつた外に食料の給與を受けた。藩は買上げた眞珠を内庫に納め薬頭と稱する上等眞珠は重量一匁目に對し銀貳百貳拾目に拂下げ、また薬玉と稱する薬用向きの下等眞珠は壹匁目に對し銀貳百目を以て拂下げた。一般に重量壹匁以上の眞珠になると一定の價格なく長崎表に於ける時價によつて唐人と取引した。

保護蕃殖に關する取締としては密漁者に對するもので刑罰に二つ通りあつて、一つは一定の過料金を課したがその効果がなかつたので遂には漁船をも沒收するに至つたといふ。他の一つは眞珠貝生育場に於て一般漁業上の有害漁具と看做さるゝ海鼠桁網の使用を禁止した。これと同時に積極的に生育少なき海面及全く生育なき海面に種貝の移殖または角石の沈下等によつて生産の擴張を計つた。(水産調査報告第二卷佐々木 忠次郎著「大村灣眞珠調査」)

以上はこの地の舊幕時代における眞珠業の概観であるが、少しく文献上の記事を引用すると雲根志(三)に。肥前國大村海邊、もつばら眞珠を取る、本邦最上なりと、其色瑠璃にして大き厘より分にいたり、秤目を貴しとす、アコヤ貝より出つると、眞珠は本邦諸州より取出すと雖も、此處の眞珠取りやう大に奇説なり、晴天にして風波閑なる日、海

上に小船を浮べて海底をうかぶに、アコヤ貝夥しくあり、其貝より眞珠出で、湖の中に遊ぶ、これを見て種を海底に下せば驚きて眞珠親貝の中へ逃隠くる、其時彼の親貝をとるに究めて眞珠あり云々  
貝より抜け出で、遊ぶといふは恐らく想像ならんも澤山の親貝が好天氣に群れ集ることはないとはいへまい。また久美壽々理に。

大村因幡守の領せし大村より眞珠出ると言ふ、是れを尋ねしに今は海より出るにあらず岡なり、其岡ことごとく蚌蛤の殻也、それを廻りて取出すなり、毎年取るにあらず、一年を隔て取る、一年に千兩づゝ守護へ献するよし云々  
岡の蚌蛤貝の殻から眞珠を取り出すといふのは恐らく過去幾年間のものが堆積されて、その中から、なほ残つてゐた眞珠を採取することをいつたと解すればこの記事必しも不思議でなく、この種の事例は後段に記したアメリカにも行はれてゐたのである。古人の記事は一概に信すべきでないと共にまた軽々しく一笑に附すべきものではない。ことに漁獲が毎年でなく隔年に行はれるなどの記事はある年代では事實と一致してゐる。

つぎに有名な「シムボルト江戸参府紀行(七三頁)」の大村灣眞珠の記事はさすがに科學的であつた日本産の一般

眞珠についても豊富な智見を現はしてゐる。

土地は特に眞珠の探獲にて名高く、そは領主の専有なり。眞珠貝の主なる産出場は大村灣の内内海「Gaijima」にて二乃至二十餘の深さに巖石に着きて生し潜水夫ありてそれを捕る。彼等は小船より離れ又は綱にかゝりて海に潜り驚くべく達者に貝を深みより取りて出で来るなり、人は云ふ「貝のある所深き程眞珠は大なり」と。(この事は今日の生(物學と一致す筆者)日本にて眞の眞珠を出だす貝は大村の灣、尾張の灣、Bay of Ovari、伊勢、Ise 薩摩 Satsuma の海岸にありて袖貝 Sodekai と云ひ貝の蝶番の所にある一種の延長より其名を得たり。尾張の某地は眞珠を初めて發見し又捕獲せし所にして、そこにては阿古屋貝 Atojakai と稱へられメレアグリナ Meleagrina の屬にて、メレアグリナ・アルビナ M. alba に甚だ近く貝殻は膨らみ強くして直徑決して三寸を超へず。ズンダ諸島に産しルソノガルノ Lesson and Garnot 二氏がゲゼルンヤフツ諸島 Gesellschaftinsel(濠州のニエーゼーランドの東北にあり)にてオタヒチ Otahi の旁にて採集したるメレアグリナ・アルビナに甚だよく類似す。此眞珠貝は頗る小けれども、それを幼貝と思はゞ誤なり。日本には決してそれより大きなを見ず。日本人は眞珠を一般に貝の玉 Kainohata と云ひ賣買さる、最も良きを眞珠 (Shiro) 支那語にては (Gai-Hi. schin-schi) 即ち眞の珠玉と稱へ、これに二種を分ち白

きを銀珠 (Grimma) と云ひ金黄色にて薄褐色のさしたるを金珠 (Kintama) と云ひ乙は甲よりも稀有にして色彩と光輝とに擬て、いと美しきものなり。小き豌豆位の大きなるが、小判一枚凡そ二十四ギルデンの價あり。

此地に數多の種あり、日本に於て他の様々の貝類より採獲せらるる Helicis tuberosa・蛤 Venus hamasuri・蛤類 V. stimpfi・玉瑠貝 Jkai 等の貝類は多くは綠色を帯ひて小ざし。眞珠は日本にては又薬用とせられ支那の醫日本の醫は眼病・耳痛・癩癬などの病に稱用す。貝類は生にて食ひ煮て食す。領主の眞珠探獲の監督官は夜の膳に新しき貝を皿と供へて我等一行を驚かし我等は生なるもの焼きたるものを食べて味よく覺えたり。ピョルゲル君は痛き幸運にて粟粒大の眞珠を噛みたり。監督官は眞珠探獲に甚だ經驗あり、余等に云ふ「眞珠は貝の外套の膜と肉との間即ち動物が貝殻に固着する部にあり。日本にてはそれを貝の柱 Kaino-hata 即ち貝類の支柱と云ふ、余も近頃自らそれを險知したり。美しき圓き眞珠は常に貝套の此所にあり、漁夫等も熟く知りてたゞ此所のみ眞珠を探るなり云々

以上を以て外から見た内外人の大村眞珠に對する記事を一と先づ打切つて、次に大村藩自らの斯業に對する記録を紹介することが大切と考へるから、主として當藩「鄉村記」(大村郷村記、長崎縣圖書館所藏) から引用する。先づ「諸運上諸納

物」の條によると。

眞珠貝之事

- 一、寛文元年 丑年長崎の商人筒井太左衛門、上井甚兵衛と申者請銀三拾枚差出内海に於てあこや貝の珠を取る是領内眞珠を出すの始也
- 一、同五年 巳年二月井手彌兵衛浦役の節右請銀差返し地、島所々に役人中付貝の珠を取らしむ
- 一、同十二年 壬子年六月十四日貝の珠取奉行神近清右衛門、井崎近右衛門貝の珠壹貫九百五拾七匁分納、同月廿六日同人貝の珠五百六拾壹匁七分外にくす珠封の儘にて納、同月晦日大申より岳野十五左衛門貝の珠壹貫五百八拾七匁九分五厘納、八月三日神近清右衛門小申問、三五兵衛評定所へ罷出貝の珠壹貫貳百五匁納、同月十九日岳野九五左衛門貝の珠四百八十六匁七分、神近清右衛門貝の珠八百匁納、當一ケ年日記に書載有之候納量目六貫五百九十八匁四分五厘
- 一、天和元辛(酉)年八月十三日領内浦々貝の珠之處此以前より取來候處近年少なく相成候付て貝の儀取候儀自今以後禁止す
- 一、貞享二乙丑年七月川棚、大申邊貝の玉四、五年も

留置當年試しに、相應に立し振合に付大申浦、音琴、

- 川棚、小申の浦人共へ取らせり也右奉行竹山勘八、岩永左近右衛門、池田八郎太夫也
  - 一、同四年 卯年七月川棚にて貝の玉量目貳百目程同年九月同所より玉目正味百九拾三匁、外にくす玉貳匁三分取出し定の如く海士方より四双替に買取候事
  - 一、元祿二巳巳年十一月廿六日長崎の林道榮方へ相頼賣拂候國王正味三百六拾貳匁四分右代銀貳貫三百五拾五匁六分六双半替、内貳百三十五匁六厘間屋口錢壹割引也
  - 一、同六年 癸酉年四月十一日同人方へ相頼賣拂藥玉正味五百三匁四分右代銀三貫六百七拾四匁八分貳厘、七双替、内壹割は間屋口錢引る也
  - 一、同七年 甲戌年より貝の玉取候儀猶又禁止す同九丙子年六月取之其比は取揚の玉貝奉行より評定所へ直納す。寛政の頃より内用方、支配と成る。當時貝の玉拂底にて壹ケ年取揚玉五百目位也
- この引用文ならびに右郷村記の記事によると、その初めこの地の眞珠は寛文元年に長崎商人筒井太左衛門により請銀三十枚で採取された。しかし事實上の眞珠採取はズツから行はれてゐたことは前文に述べた通りで上代あ

る。ところで寛文五年に藩は右請銀を差返し地方島方に命じて直接に眞珠を取らしめたが、同十二年當時の珠取奉行より藩納の眞珠總量は「納量目六貫五百九十八匁四分五厘」であつた。然るに約二十年後の天和元年になると「近年少なく相成」その後珠取を禁止してゐる。だが數年後の貞享二年に試みに數村に命じて採取せしめたところ好成绩であつたので、他村にも採取を許可したのである。これらの斷續的採取の行はれたといふ事實は前に引用した文獻上の記事と全く一致してゐる。

然るに同四年川棚村から玉を納入した記事では「一定の如く海士方かり四双替に買取候事」とあるから、當時の藩買上値段は一匁につき四掛けだといふのである。ところで元祿二年「長崎の林道榮方へ相頼賣拂候」玉は六双半替で内一割間屋口錢であつたが、同元祿六年には七双替で内一割間屋口錢とあるから、その頃までの賣値は高昇してきてゐる。しかし同七年には再び採取を禁止し同九年に採取を許してゐるが、その後は「寛政の頃より(中略引川)當時貝の玉拂底にて壹ケ年取揚の玉凡百目位也」の状態に陥つた。その後の事情は不明であるが、斷續的に斯業は行はれ明治維新後の今日に及んでゐるのである。

最後にこの機會に當時に於ける眞珠の市場價は何を條件にして評價されるかを記すと、第一は色彩である。磨いた鋼鐵か鉛の断面の如き色合が上等品で、黄金色や、銀色のものは次品である。第二は形狀であつて正しい球形が最もよい。次品は楕圓形、茄子形等で不規則の形は最劣等品である。尤もさうした歪形のものでも利用向きによつては却て需要を喚起してゐる。一般に眞珠や、寶石類は金銀と違つて自由にその量を増減し得ないから大さを増す毎に價格の高騰率は飛躍的である。

序に記すが眞珠の商品名には色々の呼名が用ひられてゐる。曰くハネダマ、ミ、ダマ、ケンダマ、ドンバラダマ、見附ダマなどである。また色澤によつてピンク、金タマ、銀タマ、クロタマ、ドロタマなどである。以上は主として當地方及長崎市場でのことである。

九、舊幕期の眞珠取引

舊幕時代の眞珠市場はいふまでもなく江戸大坂及長崎表が主たるものであつたが幕末に近くに従ひ開港と共に長崎表が次第に重要な取引先となつてきたようである。安政二乙卯年「眞珠海漁方書狀仕切書控」(寫)——平戸藩灣眞珠に關する——によると、平戸藩も大村藩も主たる取引先は江戸から大坂に移したやうである。しかし最初

は何れも長崎表が地理的關係もあつて、その地と取引してゐるが、その後内國市場として江戸、大坂が盛となり最後には外國貿易品として長崎表が重要な取引市場となつたのである。こゝでは主に内國取引市場としての江戸、大坂の事情を記す。

安政三年九月十二日附の大坂常請役人の大谷直介より國元役人宛の書狀によると、眞珠目方六匁夫々賣捌、今度狀末の通代金爰元使番武助宰領に送下候云々とのみの前文破失の記事がある。然るに同卯年八月三日の書狀には左の仕切書盤を見るが、これは前者と別口のものに關する書狀のやうである。これによると。

一、眞珠掛目六匁也

代銀壹貫六百八拾匁也 近江屋宗八賣

壹匁ニ付貳百八拾匁替

金貳拾四兩貳步下貳匁九分七厘五毛

兩ニ付六拾八匁四分五厘替

卯十一月 使番武助宰領之而相達

一、眞珠五匁也

内六分 撰玉

内壹分 兩方ニ而五厘そん(損)不足

殘正味四匁九分

右同人賣

代銀壹貫三百七拾貳匁

壹匁 貳百八拾匁替

金拾九兩壹分貳朱

兩ニ付七拾匁九分五厘替

そして、この卯年十一月の手紙には。

一筆致啓上候(中略)眞珠目方五匁無別條相達候付夫々賣捌候處右の内撰玉六分並玉四匁四分二つ包ニ相成屆候(中略)不足相立正味四匁九分則仕切之通ニ相成候云々。

右仕切書の「兩方之而五厘そん不足」の五は壹の誤りであらう。次に同辰年九月九日下代、清吉使の仕切書では。

一、眞珠五匁七分七厘

又三厘 掛上

五匁八分

代銀壹貫四百四拾匁也

右同人賣り

壹匁ニ付貳百五拾匁替

金貳拾兩貳分

兩ニ付七拾匁七分三厘替

そのときの手紙は。

一筆致啓上候(中略)眞珠五匁七分七厘無別條相達例之通賣捌候處當節之分至而芥子珠勝に而先達而分之品と

は餘程權劣(中略)貳百三拾匁ならでは難申請由申出候云々。圖々出精相談ニ及候處精一盃之處に而貳百四拾匁迄申出(中略)押請貳百五拾匁迄出精いたし候(中略)初端爲御登之節外方之、貳百三四拾匁と申候を近江屋宗八(前引)へ申談貳百八拾匁ニ爲請込候云々。これを翌年の巳年分と對照すると。

旗好兵衛使達

一、眞珠七匁六分

内壹分掛不足

殘七匁五分

代銀壹貫八百七拾五匁也

壹兩ニ付貳百五拾匁替

金貳拾六兩三朱

兩ニ付七拾壹匁六分替

一筆致啓上候旗山兵衛宰領ニ而被差出候眞珠目方七匁六分相達候間早速賣捌申候處目方壹分不足ニ相成、其上直段之處當時大ニ相場下落ニ而貳百拾匁ならでは難申請越申出、依而外ニ開合候處、協方ニ而は貳百匁より以上ニ相成不申云々。依是言談を以圖々無理を申候而當節銀貳百五拾匁ニ爲請込申候云々。

巳二月十二日

大谷 直介

日本眞珠志(下)

藤領右衛門様  
眞珠御用掛御中様

そこで以上の要點を綜合すると卯年より巳年まで三ヶ年を通して卯年は二回、辰と巳年とは一回だけ眞珠を差登してゐるが、これは恐らく資料の缺失のためであつて普通なれば——眞珠採取期から推して——年二回として一回の送量を平均五匁とし相場を貳百五拾匁留りと假定すれば賣上總額金四五拾兩程度のものとなる。が、何分にも資料不完のため正確のことは不明である。なほ取引先は殆ど近江屋宗八であるから屋號から推すと近江商人の系統に屬するものゝやうにも考へられるが、若しさうだとすればこれまた興味ある史實の一つであらう。

つぎに紹介する書狀は單に日附けだけあつて年度は明瞭を缺いてゐるが、大體から見ると前引の取引文書に關するもので、中には辰年のものであるが多きは卯年のものである。當時の取引内容を推知し得る資料が數通ある。いまその點を述べてみる。

六月廿八日(卯年カ)

一筆致啓上候(儀禮的文句を中略)扱眞珠今度壹匁ニ付三百双替にも可相成哉之御賢考委細被仰下候趣承知仕候折柄上原隆右衛門出府ニ付同人附託ニ目方六匁差

登候(中略)萬々一茂三百双ニ相成不申候時少しは下落仕候而茂不得止事故可然御舍可被下置候代金早速與上ニ相成候間早便御取被下折角御賢配幸願候。右眞珠御主向初年與中(三宇)甚以銀配被是御心遣之事ニ付吳々調味能御賣拂之趣深く懸念仕候云々。(藤領右衛門より大谷直介宛)

この書狀によると、今回差登した眞珠六匁は豫ての御通知によると相場高騰の見込のことゆへ或は三百双替にもならんかと存するが就てはそれより少しは下値にて止むを得ないからこの點お含みおきを乞ふ。それにしても三百双の豫想は可なりの高値だが、それには相當の理由もあることであらうと半ば驚きの色をみせている程の高値を豫想したものゝようであるが原因は不明である。次に右代金は奥向きの費用に充てるのであるから代金は至急に早便にて國元に送るようにとあるのを見ると當時の謂はゆる大名小名の奥向きの困難さがこゝにも現はれてゐる。なほ注意すべき文句に「御主向初年與中云々」にて恐らく大坂取引の試賣時代を指したもので従つて出来るだけ好成績を望むとの意であらう。なほ前引には省略したが、末文の「江戸表藤松茂一郎江爲お任相成云々」から前後を推すと當時江戸表にも同氏が滞留して専ら眞

珠賣捌に當つてゐたようである。

次に同年九月晦日、國元より大谷宛の書狀(前引安政四年度分の初め)の「(前略)眞珠六匁代金貳拾四兩貳分下貳匁九分七厘五毛且江戸表爲替金貳拾五兩三步合五拾兩壹分貳匁九分七厘五毛、使番武助寄領ニ御送下被下候分云々」の年は少くも眞珠賣上總額が江戸及大坂兩表で五拾兩以上に達してゐた。

なほ卯年九月十七日國元より大谷宛書狀に「九月四日之書翰昨十六日相達(中略)被仰下候通買方茂少しハ口錢無之候而者素直に相捌可申様無之、希くハ一手爲引請何分直組出精之、儀御舍被成下候ハ、必定御便利ニ可相至御心付之趣御同意千萬奉存候(中略)先般之珠者上品與中ニ無之江戸表江茂矢張同品之類差登ニ相成、その内去年差登候貳拾匁、代先便被送下候五拾四兩三步餘ニ相成、壹匁ニ付九錢貳百拾五匁參分參厘參毛與相成(中略)大分下直ニ有之尤藤松茂一郎精實心配仕候而右之直組迄ニ相成中候。第一御地ニ而相捌候得ハ運送も薄圓ニ御厚配被下候、付てハ當時ハ先づ大坂爲登而已取斗可申候、勿論相庭物ニ付定式當節之直組ニ可至様茂無之亦引上候事も可有之、右ニ申上候通江戸表ハ當時不景氣ニ相見候時共是茂亦相定候譯ニ茂無之兎ニ角江戸大坂之間ニ而直段引

立行方江御賣捌可被成事云々。扱亦手細之品ニ付萬一忍賣體之儀無之哉御懸念之趣委曲承知仕候(中略)細カシ故決而油斷可相成様無之、精一盃念を入候ハ勿論之事ニ付萬々一協賣不正之儀等御聞及被下候ハ、御内密被仰知被下候様奉希候、亦御買込直段ハ近年九錢貳百匁ニ御座候處上方筋下落ニ付昨年ハ百五拾匁ニ御買込ニハ當節之御利得一倍ニ相成誠ニ大慶此事と奉存候云々。御仰に差上候金只今迄貳百三拾兩之辻ニ相成何れも借財を以當間相償罷奉候其利足銀等引去候時ハ御利得至而之敷相見申候併一兩手茂仕候ハ、御返金等相濟段々御徳益ニ可相成奉愚考候仰次第撰玉少々相添五匁内外御登せ可相成云々。今般小島伊八願望之組方入料金御役引合相濟先般貳千金御取入ニ至居候事與相聞云々。(とこるで)錢屋五兵衛ハ内願次第も有之様ニ相聞候而漸く御取留之圖々押移云々。」なほ末文には。

「此度爲御試長崎江眞珠四匁被取候儀ニ相成り如何之直組ニ可至哉迎も御地丈ニハ相成間敷(中略)素り大村領取上之珠ハ總而長崎廻しニ相成由昨年大村海人ハ申出居候故不量直段可引立も難斗追々委細可申上候以上」とある。

以上拔萃の雜文書から注意すべき諸點を摘記すると。

第一は安政年代の當藩眞珠は最低五十兩見當であつて初めは數人の商人へ交渉し高値の方へ拂渡したようであるが、それも相場が活潑で上向きなときはよいが下値の節は必しも好結果を得ず寧ろ一定の引請商人を指定し、これに「一手爲引請」た方がよいとの方針になつた。尤もこれとても相場物であるから將來價格も高騰して取引が活氣を呈するようになれば必しも一定商人の一手引請に固着せずともよいがといふのである。第二に江戸と大坂兩表に常請役人をおいて高値の方で大部分を賣拂ふ方針であるが、幕末にかけ世上も漸く不安になつてきてことに安政年代ころは江戸表の方、總じて大坂表よりも下値なりと、ことに運送上に於て大坂表の方が何かと江戸より好條件を呈してきたようである。第三は眞珠の如き「手細」の小商品は國元よりの忍賣すなほ不正販賣が行はれる恐れがあるとの考慮であつて、これは事實として現はれてきた。第四は直接眞珠取引と關係はないが、間接の連關があるものに、眞珠買上資金の問題がある。當時當藩の財政も他聞に洩れず必迫して、貳百三拾兩ほど買上資金を借金してゐる。隨つて眞珠取引で「御利得一倍ニ相成誠ニ大慶」ではあるが右の借入金利息などを見ると必しも倍額の利潤とはならないと云つてゐる。がこ



れによつて眞珠取引によつて好機には倍額になつてゐたことがわかると同時に當時の大名相手の高利貸の利得のほとんど凡そ見當がつく。第五は多少不明の點もあるが「今般小島伊八願望之組方人料金」として二千金云々は眞珠採取の出願に對し採取權に對する入漁料であらうが、なほこれについては次の文章に、恐らくかの有名な「錢屋五兵衛の内願次第も有之云々」で彼もこの地の眞珠業に着目してゐたのであらうと考へられる。最後にこれまで江戸、大坂を取り市場としてゐたのが安政年度に試賣として長崎表へも四匁ほど分送することになつたが、矢張り大坂表の方が高値であらうと考へてゐる。これと同時に大村藩領の海人の話では來年からその地の採取の眞珠は「總而長崎廻し」になるとのことであるからさうなれば大坂表へ出廻り眞珠も減少し「不量直後可引立」であらうと大坂相場の高騰を豫想してゐる、など以上斷片的ではあるが當時の眞珠取引市場を知る上によい参考となるであらう。

十 維新後の眞珠業

正確なことは不明であるが、維新直後に於ける斯業の態様が舊幕時代のそれと大なる變化を受けたとは考へ得られないが、先づ「明治十年内國勸業博覽會出品解説」による

眞珠業 長崎縣 三百顆 千五百圓 肥前國彼杵郡宮村渡木音右衛門  
同 同 百五十目 千十九圓 同 近藤彌惣次  
同 三重縣 六十目 三百圓 志摩國英虞郡 甚八  
これによつても出品の主たる産地が往昔よりの二大中心地であることは注意すべき點である。  
明治二十七年農商務省農務局刊行の「水産事項特別調査」によると。

廳府縣	眞珠	數量(顆)	價格(圓)
三 重		一三九	八四五、〇〇〇
愛 知		四〇〇	一五〇、〇〇〇
山 口		四〇八	二四七、二〇〇
沖 繩		〇七一	三〇二、〇〇〇
計		一、〇一八	一、四四四、二〇〇

備考 愛知縣眞珠ハ淡菜眞珠ナリ  
これから見ても産地、種類が從來と全く同一である。たゞ長崎縣がないのは斯業の廢滅したためではなく他の事情に基いたものであらう。  
この地の斯業については一括して後段に述べる。明治四

十一年「第三回關西九州府縣聯合水産共進會審査復命書(農商)」により斯業の變遷を概観すると。

「眞珠 長崎、兵庫、三重、和歌山、石川、鹿兒島、沖繩ノ諸縣(産地前文)ヨリ出品アリ就中長崎沖繩兩縣ノ出品夥シ(中略)最多數ナルハあこやかひ珠ニシテ此ニ次クハあはひ珠、まべ珠等ナリ。出品中最大ナルハあはひ珠ニテ長一寸〇五厘、巾四分五厘、厚三分ノモノ重量一匁五分三厘、次ニ大ナルハまべ介珠ナリ、光澤強ク、又多クハ純白ニシテ美麗ナレトモ形状概ネ不正ナリ、(中略)沖繩縣産眞珠ハ淡綠色或ハ黄色ヲ帶ビタルモノ多シ、同縣ハ眞珠ノ種類最モ多シ、しやこ珠ハ大ナルトモ白雲色ニシテ美ナラス  
眞珠ノ價ハ近來著シク騰貴シタリ、重約二分ノモノニシテ形狀、色澤稍良ナルモノハ二百圓ヲ下ラス。  
眞珠入裝飾品 長崎、三重、沖繩、島根等ヨリ出品アリ、最モ多キハ指環、襟飾計ニシテ其他ハブローチ、簪、帶止メノ裝飾、時計下げ、カフス釦、頸飾等ナリ。概テ此等裝飾品ハ意匠製作共ニ大ニ拙劣ナリ外國製品ハ意匠及本邦古來ノ製作品ハ秀逸ナルモノヲ參考トセハ大ニ面目ヲ改ムルニ至ラン。而シテ一般ニ富ノ程度低キニヨリ利用セラレタル眞珠ハ概ネ下等ノモノナリシ。」

以上傍點を附したるところは特に參考すべき記事であつて、一般に當時の製作品は殆どその全部が外國品の模倣であつて、まだ獨特の手腕を發揮するまでに精練されたものでなかつたことを表現してゐるものであらう。尤もその當時かやうな状態にあつたことは反面において當時の明治政府が極力外國輸出を奨励し、歐化主義を鼓吹した反映でもあつたと推考する。

眞珠養殖業 さてこれまで述べた眞珠はいふまでもなく天然發生の眞珠であるが、實際に調査するとこの自然眞珠の發生率はさふ大なるものではない。前引「眞珠」の權威西川理學士の研究によると、三重縣英虞灣産アコヤ貝(七年の老貝)では二百個を検出したが得たる眞珠量は僅かに九厘で當時の價格にして、一圓程度のものであつた。尤もかように安價であつた理由は右の百八十六個は殆ど全部が筋肉眞珠のみで、袋眞珠はたゞ十九個に過ぎなかつたからである。また藤田政勝によると、貝一萬個につき満三年貝には平均二匁、満六年貝には四匁五分滿八、九年には六匁乃至八匁の眞珠を得て數年平均四匁程度である。これを今日の養殖眞珠(田)に比較すると最低生産率の貝でも一個平均三厘程度として一萬個の貝があれば三十萬個の眞珠を得る譯である。以上の事情から眞珠養

殖業成立の端緒を見るに至つたものであらう。尤もこゝで注意すべきことは上代に於ける真珠貝の棲息数量と當時の漁獲力との比率と現代のそれと同一視する譯にゆかず従つて上代では自然真珠を比較的多數に生産する老貝(例へば前引)の割合も今日よりは遙かに澤山にゐたと考へねばならぬ。従つて上代に於ける自然真珠の收穫は今よりかなり容易であつたと考へても無理ではなからう。

元來真珠養殖は古くから支那で行はれてゐたやうで、十三世紀頃には溝貝の中に小さな佛像などの模形を挿入して人工的に真珠佛像を作成したと云はれる(田後)歐州では一七六一年瑞典の學者リンネー(Linne)が試み、ついでベックマン(Beckmann)がこれに成功し、一八五九年フアーレウス(Fahres)は論文を發表し、一九〇五年にはヘルドマン(Herdmann)によつてこの技術の概要が發表された。日本では一八九〇年(明治二三年)御木本幸吉氏は箕作佳吉博士の教へに従つて種々工夫を重ね一八九六年特許権を得た。一九〇七年故理學士西川藤吉氏は精密な研究の結果を發表し、日本に於ける真珠養殖業の技術的基礎を築いた。蝶貝については前掲の三木本氏によつて沖繩縣八重山島で黒蝶貝真珠養殖が行はれ、南洋では大正六年南洋産業株式會社によつて黒蝶貝真珠

の養殖試験が試みられたが同十五年にこれまた三木本氏によつて買収せられた。昭和十年元南洋廳は白蝶貝をアラフラ海よりパラオ島に移殖し、白蝶貝真珠養殖を開始した。當時この方面では南洋真珠株式會社、御木本幸吉氏、紀美水産合資會社、堀口初三郎の四真珠養殖場があつた。なほ一九二一年故理學士藤田輔世はセレベス島のブイトン島にて多年真珠養殖研究に従事して成功し鳳敦真珠株式會社を創設した。尤もこれは前記南洋真珠株式會社の姉妹會社である。この外にヤルト島にマインヤル真珠株式會社、ボタベ島に友光協吉氏の黒蝶貝真珠養殖場があつたがこれは失敗に終つたやうである。

つぎに養殖真珠の取引の一端を御木本氏の場合を例にとつて摘記すると。先づ養殖した真珠の一部を内地の需要に充て、その他の大部分は之を海外に輸出してゐた。輸出はロンドン、パリ、ニューヨーク、ロスマンゼルス、ボンベイであつて、それ／＼販賣店を置き直接販賣の方法を採つてゐた。尤も海外輸出には支那人、歐米人が直接に日本の養殖場に多額の買入をなすこともあるが、小養殖業者の多くは仲買人を通して販賣せられたが、大企業者たる御木本氏の如きは神戸を中心としてこゝに集荷し、その地の外人と取引する場合もあつた。

近年に於ける真珠養殖業者數凡そ二百數十に達してゐるが、農林省統計により最近十年間の養殖場數、海面使用面積、等を参考に供すると。

○十ヶ年間に日本真珠養殖場數、使用海面面積

年次	真珠養殖場數	面積(坪)
昭和元年	一四	三〇,五七四
二年	一六	二八,四一四
三年	三三	三三,八八一
四年	一〇	二〇,六七九
五年	一三	三〇,一七五
六年	一四	五〇,二八〇
七年	一五	二〇,〇五五
八年	一七	一九,七二四
九年	三三	一六,六四四
十年	三七	一六,五五三

○昭和十年度日本真珠養殖場數、使用海面面積

縣	真珠養殖場數	面積(坪)
石川	八	三〇,二六六
愛知	一	一,〇〇〇
三重	一	九,六二九
和歌山	七	一,五七五
山口	一	三,五〇〇

○最近十ヶ年間に日本真珠生産高

年次	數量(個)	價格(圓)
昭和元年	六九,〇五	五八,九三
二年	五八,〇九	四四,〇六
三年	一七,八八	四四,九四
四年	四一,四四	三〇,九三
五年	八九,四六	七三,四〇
六年	一〇九,一三	五四,五八
七年	三六,五二	九八,八三
八年	二四三,七七	九〇,三五
九年	四五〇,八八	一四三,四七
十年	七四九,六三	一五五,二七

年次	數量(個)	價格(圓)
昭和元年	六九,〇五	五八,九三
二年	五八,〇九	四四,〇六
三年	一七,八八	四四,九四
四年	四一,四四	三〇,九三
五年	八九,四六	七三,四〇
六年	一〇九,一三	五四,五八
七年	三六,五二	九八,八三
八年	二四三,七七	九〇,三五
九年	四五〇,八八	一四三,四七
十年	七四九,六三	一五五,二七

○昭和十年度日本真珠生産高

縣	數量 (個)	價格 (圓)
三重	五、四〇、〇五	八、九、五五
和歌山	三、〇〇、〇〇〇	四、七、五〇
愛媛	三〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
高知	一、八、〇〇〇	五、三、五〇
長崎	一、五、九、九三	三、四、六六
熊本	三、三、〇〇〇	一、五、三、五五
宮崎	四、七、〇〇〇	三、五、〇〇
沖繩	六、七、九	六、三、〇〇
計	七、七、九、三三	一、五、五、三、七

最後に維新後の大村真珠について一言する。廢藩後は漁業制度一般に弛み真珠貝の漁獲も金桁網などを使用し酷漁の一途を辿つたから、その結果は漁獲高も激減するに至つた。そこで長崎縣廳は明治十八年十二月縣令を發してその採捕を禁止し爾後八ヶ年に亘りて保護蕃殖に勉めたが密漁は至るところに行はれ到底これを禁止するの道がなかつた。明治廿八年西彼杵郡津村の橋本某外數名が主唱者となつて八ヶ村を聯合し大村灣真珠漁業組合を設置し保護取締に當つたが目的を達すること難く同三十二、三年ころ、その計畫は自然に消滅するに至つた。

元來この地方における酷漁濫獲の主たる原因は冬期の主要漁業たる海鼠、鱒、鮭、鮭の魚族が漸く減少し漁民の生計は極度に困難に陥入つた結果であることは事實に近き點であるが、若しさうだとすれば漁政上に注意すべき點である。

かくて明治三十八年縣は真珠貝取締規則を發布し蕃殖保護に努力したが濫獲は依然たるものであつた。然るに明治四十一年、二年ごろに横山寅一郎氏は東彼杵郡に大村水産養殖所(主とし)を設置し、また西彼杵郡大串村には長島真珠養殖場が創設せられたが、前者は大正二年四月大村灣真珠株式會社に擴大し半圓球真珠の養殖を實施するに至つたが、大正六年二月空前の寒氣に遭遇し大部分の母貝を死滅せしめた。そのご恢復に努力し大正七年より圓形真珠の特許權者西川眞吉氏(前引西川藤吉氏相續人)の方法に従つて圓形真珠の養殖を實施し今日に至つたが、後者はその後の經過を知り得ない。

最後に大村灣に於ける真珠貝の採捕場は何程であるかといふに、東彼杵郡江上村外十八ヶ村の地先漁場のうち真珠貝の養殖總面積は約三十五萬坪であるが、これを長崎縣下の漁場總面積二百萬坪(養殖業者)と比較するとき、は最も重要な値位を占むる土地柄であらう。

備考

世界の真珠については天然真珠の年産額約二千五百萬圓そのうち日本産七萬圓と云はれてゐるが、恐らく實數を遠ざかつてゐると思はれる。世界市場の取引高は年六千萬圓乃至一億圓見當で、その一部は日本、支那、印度、南洋方面で取引せられてゐるが、その主なる取引市場は歐米である。以上の天然養殖真珠の外に及印度、支那等の古來より藏置せられた古品の出廻がある。(H. Kunz. The book of the Pearl)